市区町村議会選挙改正案

160924 とりプロ事務局

※　以下の６行は、他の改正案を含む全体１ページの「**公職選挙法改正提言骨子　（１）本中間答申における改正案要旨**」の中に組み込まれます。

８）市区町村議会選挙に制限連記制導入

現在大選挙区非移譲式単記制を採っている市町村議会選挙（ただし政令指定都市を除く）に「制限連記制」を導入し、複数の候補者に投票できるようにする。連記しうる候補者数は、議員定数２０名までは２名、同３０名までは３名、同４０名までは４名、同４１名以上は５名までとする。これにより、有権者の投票に対する意識を高めて投票率を押し上げる。また、無所属候補者たちの政策ごとのグループ化および議員の多様化を促す。

※　以下は、「**公職選挙法改正提言本文　（１）改正提言要綱**」として分類され、「様式３」に則って記載されます。

８）市区町村選挙に制限連記制導入

１　現行法の歴史的な経緯

１－１　1880 年－1946 年

1870 年頃から、先進地域において、公選制の議会（民会）設置する例がみられるようになる。選挙制度はまちまちだが、連記制を採用していた例を確認できる。

1880 年、「区町村会法」制定。区町村に公選議員からなる区町村会を設けた（選挙制度はおそらく連記制）。

1888 年には市制・町村制を制定し、市町村会は公民の等級選挙制に基づく公選名誉職議員で構成することとした。選挙は半数改選制、完全連記式。

1911 年、市制・町村制改正。半数改選制廃止。連記式から単記式に変更（1899 年の府県制改正で単記式が採用され、翌 1900 年の衆議院議員選挙法で中選挙区制（大選挙区単記式）が導入されていたのに平仄を合わせたもの）。

1921 年、市制・町村制改正。直接市町村税納税者を公民とし（公民権拡張）、町村会議員の等級選挙を廃止し、市を 2 級選挙制に改め、議員選挙の規定を整備した。

1926 年、市制、町村制等改正。市町村会議員についても普通選挙制導入。

１－２　1947 年以降

1947 年、地方自治法制定、施行。（選挙制度についてはほとんど変更なし）

1950 年、公職選挙法制定。

1952 年、地方自治法改正。特別区長の公選制廃止。

1975 年、地方自治法改正。特別区長の公選制復活。

２　現行法の概要／問題点／改革課題

２－１　概要

大選挙区非移譲式単記制。市区町村という行政区のまとまりで一つの選挙区を形成する。議員定数は人口規模に応じる。有権者は一人の候補者に対して一票を投じる。

例えば、最小規模の東京都青ヶ島村議会選挙の場合は定数 6 人・有権者数 138 人（2013 年選挙時）であるが、最大規模の同世田谷区議会の場合は定数 50 人・有権者数 708,183 人（2015 年選挙時）である。

２－２　無風選挙

特に小さな規模の市区町村において、議員のなり手が少ない。若干名のみの落選という事例や無投票当選も増え、有権者の選択肢が極端に狭まっている。全体に無投票当選は漸増傾向にあり、例えば町村議会選挙において 21.8%に上っている（2015 年統一地方選挙）。そのため議員職が名誉職的な扱いとなり、高齢者・男性によって議会が占められている。例えば町村議会において女性議員の割合は 8.7%、男女合わせての 60 歳以上の議員が 70.9%を占めている（2015 年統一地方選挙）。

２－３　顔の見えない選挙

特に大規模の市区において、定数が多すぎるため立候補者について有権者が把握しにくい。たとえば世田谷区議会選挙において、議員定数 50 人に対して立候補者数は 82 人である。そのために投票する意欲がわかない。同選挙の投票率は 42.8%に留まる（2015 年統一地方選挙）。

２－４　正統性への疑義

大規模の市区においては投票者の１～２パーセントの得票での当選は、当該議員の当該選挙区の「代表」としての正統性を担保しづらい。例えば議会に一度も出席しないような問題のある議員であっても次の選挙で落選させることが難しい。

２－５　政策よりも個人的つながり

大選挙区制のため同じ政党から複数人の候補者が立つ。そのため政策本位の選挙ではなく、個人的つながりを媒介にした利益誘導型選挙になりやすい。

２－６　政策ごとのまとまりが形成されていない

特に小規模の町村において、政党や政策ごとのグループが存在しない、または形成しづらいという現状がある。それゆえに政策本位の選挙になりにくい。

３　法改正提言

３－１　改正趣旨

現在１名の候補者にのみ投票が許されている市区町村議会選挙において、自治体の規模に応じて２名から５名までの複数候補者に投票できるようにする。これまで地縁等で投票していた有権者も、２番目、３番目の候補者の選択には女性や若者など、従来の議員とは異なる階層の候補者を選ぶ可能性があるため。大選挙区制限連記制を採った第１回衆議院議員総選挙において、女性議員が３９人も当選したことが先行事例に挙げられうる。

３－２　改正要綱

公職選挙法第四十六条にかかわるものを、次のような内容に改正する。政令指定都市の議会を除く市区町村議会選挙において、議員定数２０人以下の議会については２名、同３０人以下の議会については３名、同４０人以下の議会については４名、同４１名以上の議会については５名までの複数の候補者に投票できるようにする。

４　法改正が実現した場合に期待される効果

４－１

有権者の選択肢が増える。政治的有効性感覚が醸成され、投票率向上に資する。

４－２

政策ごとのグループ化が促される。政党・政策グループごとの政策競争の活発化が期待できる。

４－３

市区町村選挙においても、政策本位の選挙が促される。

４－４

議員の多様性化が促される。

５　あるべき姿／めざすべき目標

めざすべき考え方は政策本位で選択できる選挙制度。比例代表制もその中の一つの選択肢になりうる。

６　法改正の実現可能性

現行の大選挙区非移譲式を踏襲しているため、激変を回避した改正案である。また、過去にも地方議会、国政選挙において実施した実績もあるので、有権者の混乱は少ないことが予想される。